

会 議 録

会 議 名 平成 26 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 26 年 11 月 27 日（木） 午後 5 時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員 20 名、事務局 6 名、計 26 名
出席委員 福田国夫、藤原良一、小林富士雄、高橋勝彦、浅川京子、宮沢俊彦、山口博、
三井梓、進藤俊幸、大友哲、堀内敏光、深澤久美子、赤岡直樹、浅川一紀、
清水康男、谷戸嘉一、進藤幸夫、名取精子、小澤宜夫、藤澤政之
欠席委員 溝口透、浅川健一、中嶋克仁、中田満、上原美奈子、奈良田伸司
事務局 平井市民部長、谷戸市民課長
市民課国保年金担当 進藤、渡辺、小林
健康増進課保健指導担当 廣瀬保健師

議 題

- 1) 北杜市国民健康保険条例の改正について
- 2) 北杜市国民健康保険条例施行規則の制定について
- 3) 北杜市国民健康保険税条例の改正について
- 4) 平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計予算執行状況について
- 5) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 1 名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。ただ今より、平成 26 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の出席委員につきましては、ただいま 18 名です（2 名は遅れて出席）。協議会規則第 5 条に規定されています定足数に達していますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、浅川委員様、堀内委員様におかれましては、他の用事のため途中退席されることの申し出がありました。ご了解ください。

また、本会議は公開とさせていただきます。本日は、1 名の傍聴の申し出がありましたのでご報告いたします。

それでは、お手元の資料の次第に沿って、進めさせていただきます。

始めに、赤岡会長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

(会長)

こんにちは。今日は日中非常に暖かかったので、夕方からの会議もいい感じで行えるかと思いましたが、やはり夕方から夜にかけては寒くなりますね。皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は5つの議題があります。慎重に、また活発にご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続いて白倉市長がごあいさつを申し上げます。

3. 市長あいさつ

(市長)

皆さん、改めましてこんにちは。

カレンダーも残り1枚になってきたわけでありまして、本当にお忙しい皆様にお集まりいただきまして国保運営協議会を開催できますこと、大変ありがたく思います。

新しい時代の新しいふるさとを創ろうということで北杜市が誕生して10年になりました。先般11月1日には、10周年の記念式典を盛大かつ有意義に開催することができました。記念表彰では、旧小淵沢町の時代から現在まで通算22年間国保運営協議会委員をつとめていただいております進藤俊幸先生に有功表彰を贈らせていただきましたが、合併以来、進藤先生をはじめ委員の皆様方には市の行政運営と国民健康保険の円滑な運営にご尽力いただきましたことを改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、北杜市の山々を彩っていた紅葉も盛りを過ぎ、いよいよ冬本番に向けて朝晩冷え込む日が多くなってまいりましたが、体調を崩す事のないよう、運営委員の皆様におかれましても健康管理に十分注意され、ますますご活躍いただきたいと存じます。

本日の会議では、12月定例市議会への議案提出に向けて準備して参りました条例改正2案件と規則の制定1案件についてご協議いただくとともに、平成26年度の予算執行状況について12月補正予算の内容を含めてご説明させていただきます。

このうち今年度予算の状況につきましては、上半期の予算執行を終えた時点で医療費の伸びが想定以上に大きくなっております。後ほど担当より詳しく説明いたしますが、患者の自己負担分を除いた北杜市の給付費ベースで対前年度比5.1%の増加となっております。当初予算において若干の余裕をみておりましたが、なお予算に不足が見込まれますので、12月補正において予算の増額をお願いしたいと考えております。

市民が安心して生活できる環境として、医療保険の安定的な給付と健康診断等の疾病予防対策など、国保事業は大変に重要であります。国保事業の適正な運営のため、本日の会議におきましても積極的なご意見をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本日ご出席いただいている委員の皆様におかれましては、今月末で2年間の任期が満了すると伺っております。在任期間中は、委員の皆様には数多くの議題について慎重審議を重ねていただき、本市の国民健康保険事業が健全に運営されてきたことに対し感謝申し上げますとともに、今後も委員の皆様のお力を借りなければならない課題も多々ございますので、引き続きご意見、ご協力をよろしくお願いいたします。ごあいさつといたします。

(事務局)

ありがとうございました。市長はこのあとの公務のため、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

それでは議事に入りたいと思います。協議会規則第 3 条により会長が議長となる旨規定されておりますので、赤岡会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

4. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。次第によりまして議事を進めて参りますので、ご協力お願いします。まず、会議録署名委員を指名します。23 番名取精子委員、24 番小澤宜夫委員、25 番藤澤政之委員。以上 3 名を会議録署名委員として指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。議事の 1 番、北杜市国民健康保険条例の改正について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料の 1 ページをお願いします。北杜市国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

趣旨は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の金額が見直されたほか、その他所要の改正を行う必要があるため、北杜市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の内容ですが、読み上げますと、『出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、その掛金の費用が上乗せ支給される。この産科医療補償制度における掛金が「3 万円」から「1.6 万円」に引き下げられることになったが、一方、出産育児一時金の総額は 42 万円に維持することになったため、出産育児一時金の基本支給額について、第 8 条に規定する「39 万円」を「40.4 万円」に引き上げる改正を行うほか、その他所要の改正を行う』という内容になります。

具体的にご説明しますと、ご承知のとおり、出産育児一時金は妊婦が出産した場合にその費用を国保で負担するもので、1 件あたり（ここには本体支給額と書いてありますが）基本支給額として 39 万円が支払われます。また、出産した医療機関が産科医療補償制度に加盟している場合、妊産婦には 3 万円が上乗せして請求されますので、国保としては、その分の 3 万円も加算して、総額 42 万をお支払いしています。これが現行です。

3 ページと 4 ページに国の審議会の資料を添付してありますが、こちらをご覧いただくと制度の内容が概ねご理解いただけると思います。4 ページの上にある制度創設の経緯をご覧ください。分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであります。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、①分娩に係る医療事故により障害等(重度脳性麻痺)が生じた患者に対して救済し(1 件あたり 3,000 万円)、②紛争の早期解決を図るとともに、③事故原因の分析を通して産科医療の質の向

上を図ることを目的とし、平成 21 年 1 月から運営が開始されました。

4 ページの下の図にお金の流れが書いてあるのですが、分娩機関（病院等）は妊産婦の分娩費用に上乗せして産科医療補償制度の掛け金も請求し、これを日本医療機能評価機構に納めます。この金額がこれまでは 3 万円でしたが、来年 1 月からは 1 万 6 千円に値下げされることになります。

このままですと、国民健康保険の支払額は基本支給額の 39 万円と加算金が 1 万 6 千円で、合計 40 万 6 千円に下がるはずですが、全国の平均的な出産費用が増加していることから、国は支給総額 42 万円を維持するとの方針を決定しました。このため、本体支給額を 39 万円から 40 万 4 千円に増額し、加算額 1 万 6 千円と合わせて総額 42 万円とする仕組みとなりました。今回の条例改正はこの基本支給額 39 万円を 40 万 4 千円に改正する内容です。

なお、3 万円の部分については、健康保険法施行令で「3 万円を超えない範囲内」と規定しており、2 ページの新旧対照表をご確認いただければ分かる通り、条例上も同様の扱いとなっているためあえて改正せずに、実際に支給する 1 万 6 千円の加算金の規定は、県内の他の自治体と同様に施行規則で定めることとしました。この施行規則の制定については次の 2 番の議題とさせていただきます。

施行期日は、平成 27 年 1 月 1 日となります。

説明は以上となりますので、ご意見をお願いいたします。

(議長)

事前に資料をお渡ししておりましたが、再度確認しておきたい事項がありましたら挙手をお願いします。

(議長)

何かご意見はありますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。続いて、第 2 号議案の北杜市国民健康保険条例施行規則の制定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

資料の 5 ページをお願いします。北杜市国民健康保険条例施行規則の制定についてご説明いたします。

まず、背景と趣旨ですが、読ませていただきますと『北杜市国民健康保険条例第 8 条では、健康保険法施行令第 36 条に規定するところにより産科医療補償制度（重度脳性麻痺に対する補償制度）に加入する分娩機関での出産と認められる場合については、別に定めるところにより、出産育児一時金に 3 万円を上限として加算して支給できることとされていたが、現在まで、規則、告示等において加算の金額、手続等の規定を定めていなかった。よって、出産育児一時金の加算に関する手続を規定するとともに、出産育児一時金の申請手続及び葬祭費の申請手続についても規定するため、規則を制定するものである。』ということであります。

本来、産科医療補償制度の発足時、加算金の支給開始時に規定を整備しておく必要がありましたが、北杜市にはありませんでしたので、ここで新たに制定させていただくことになりました。

次に、第2条の部分で出産育児一時金の支給申請等について規定しておりまして、『出産育児一時金の支給を受けようとする者は、申請書に出産の事実が確認できる書類等を添えて市長に提出することとする。産科医療補償制度に加入する病院、診療所、助産所等での医学的管理の下における出産であると市長が認める場合は、1万6,000円を加算し、支給する。』という規定を設けております。ここで、出産育児一時金を申請する際の申請様式を正式に定め、市長に提出していただく旨を規定するとともに、上限3万円となっている加算金をいったいいくらにするのかという部分で、1万6,000円ですよと正式に規定することになります。

第3条には葬祭費の給付について規定しております。『葬祭費の支給を受けようとする者は、申請書に死亡の事実が確認できる書類等を添えて市長に提出しなければならないこととする。』ということで、出産育児一時金と同様に、葬祭費の支給申請をする際の申請様式を正式に定め、市長に提出していただく旨の規定をさせていただきます。

6ページから8ページが実際の規則の全文になります。ご参考にしていただければと思います。

施行期日は平成27年1月1日となります。ご協議をお願いいたします。

(議長)

それではご意見を伺います。意見のある方は挙手をお願いします。

(委員)

施行規則の準則は国から示されていなかったのですか。あったけれども今まで施行規則をつくらないうでいたということですか。

(事務局)

確認できていませんが、当時、準則は流れてきたのではないかと思います。条例にある上限3万円という金額が、支給する額と同じであったために、あえて施行規則をつくらなかったのではないかと思います。

(議長)

その他にご意見はございますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続いて第3号議案、北杜市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

資料の9ページをお開きください。北杜市国民健康保険税条例の改正になります。

金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直しになります。内容は、所得税及び住民税において、金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴い、これに準じて国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見

直すとともに、所要の規定の整備を行うものです。

具体的に言いますと、株式や国債といった金融商品については、課税方式の違いや商品間における損益通算が制限されているなど複雑になっていますが、この金融所得課税を見直し分かりやすい課税制度とし、市場を活性化させようというのが狙いと思われま

す。

具体的には、真ん中の表を使って説明させていただきます。大きく分けて、ポイントは2つとなります。まず1点目は、条例の附則部分の第8項、第9項の関係ですが、表が上と下に分かれているとおり、上場株式等と非上場株式（改正後は一般株式等と呼ばれます）が区分され、これまで損益通算、つまり赤字の場合や黒字の場合に合算して差し引きできていた部分が不可となります。太線で囲った部分が損益通算の対象となっている部分なのですが、改正前は上の表の上場株式等の譲渡所得、つまり売り渡した場合の所得と配当所得と、下の表の非上場株式等の譲渡所得の部分が相互に相殺できる仕組みでしたが、改正後（矢印の右側）は損益通算できなくなっています。

2点目は附則第5項の関係です。まず上の表ですが、特定公社債、これは※1に書いてあるとおり国債や地方債といったものになるのですが、これまで利子所得が源泉分離課税5%、譲渡所得が非課税となっていました。譲渡所得が課税対象となり、利子、譲渡所得ともそれぞれ上場株式等の譲渡所得、配当所得と損益通算が可能となります。下の表ですが、一般公社債等（あまり該当がないと思われる）については、利子所得は源泉分離課税5%で変更ありませんが、譲渡所得については非課税から課税となり、非上場株式等の譲渡所得と損益通算が可能となります。

国保税の計算のもととなる所得の算出方法は、基本的に所得税や住民税と一緒にですが、所得税、住民税の計算方法が変わったために国保税の方も所得の計算方法が変わったということになります。大変専門的な内容で分かりにくいと思いますが、ご意見があれば伺えればと思います。

なお、施行日は平成29年1月1日で、平成29年度の国保税から適用となります。

(議長)

かなり特殊な内容になろうかとは思いますが、何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

国の準則どおりということであれば、よろしいのではないのでしょうか。

(議長)

そのようなご発言がありますので、この件については原案どおり承認するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございました。

続いて、第4号議案、北杜市国民健康保険特別会計予算執行状況について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計予算執行状況についてご説明いたします。資料の 13 ページと 14 ページをご覧ください。平成 26 年度予算執行状況の表になります。ここでは 26 年度の当初予算、12 月補正（案）、12 月補正後予算、執行状況（これは 11 月 10 日現在で）まとめさせていただきました。

順番が逆ですが、先に 14 ページの歳出の執行状況から説明させていただきます。

総務費の総務管理費は 2,446 万 6 千円、徴税費 395 万 4 千円、運営協議会費 9 万 3 千円、計 2,851 万 3 千円。内容としましては、毎月の給与、賃金等の固定経費や業務にかかる印刷費、システム委託料などとなっております。

保険給付費は療養諸費が 21 億 1,281 万 3 千円、高額療養費等 3 億 103 万円、出産育児諸費 1,249 万 9 千円、葬祭諸費 245 万円、計 24 億 2,879 万 2 千円という執行状況ですが、この保険給付費は想定以上に支払いが多くなっている状況です。保険給付費の大部分を占める療養給付費と療養費、高額療養費の 3 科目の合計の年度ごとの決算額の推移を次の 15 ページ（A3 横版）にまとめてありますのでご覧いただきたいと思います。一番上の表が平成 23 年度の決算額で、その下の表が 24 年度、その下の表が 25 年度、一番下の表が平成 26 年度（今年度）の決算見込みとなっております。右側の網掛けになっている部分の数字を見ていただきますと、平成 23 年度の決算額は 38 億 6,609 万 7,537 円、24 年度が 39 億 2,534 万 6,895 円、25 年度が 38 億 3,515 万 5,515 円で、平成 26 年度につきましては、上半期の伸びが 1.051、5.1%であり、下半期も同じ伸び率だと仮定しますと決算見込額は 40 億 2,952 万 3,541 円となります。一番下に太字で書いてありますように、平成 26 年度は 25 年度と比べますと 2 億円程度保険給付費が増加する見込みとなっております。このため、14 ページに戻っていただきたいのですが、保険給付費につきまして、予算に若干の余裕はみているもののなお不足が予想されますので、12 月補正として療養諸費に 9,100 万円、高額療養費等に 5,800 万円の増額補正をお願いしたいと考えております。

次の、後期高齢者支援金等は 6 億 6,926 万 9 千円。前期高齢者納付金等 53 万 1 千円。老人保健拠出金 3 万 2 千円。介護納付金 3 億 1,511 万 7 千円。

共同事業拠出金は 4 億 99 万 7 千円で、高額医療費分が伸びておりますので、ここでも 2,400 万円の増額補正を予定しております。

保健事業費 4,826 万 9 千円。基金積立金と公債費はゼロ。諸支出金のうち償還金還付金等ですが、こちらは前年度の補助金の確定精算によるもので、国と県に対する返還金を 12 月補正にて 3,432 万 1 千円増額補正いたします。執行状況は 563 万 4 千円となっております。

歳出合計ですが、12 月補正にて 2 億 732 万 1 千円の増額要求となり、補正後予算額は 64 億 9,151 万円となります。11 月 10 日現在の執行状況は 38 億 9,715 万 4 千円となっており、予算のおよそ 60%を支出している状況です。

つづいて、13 ページの歳入の執行状況ですが、保険税の合計欄をご覧ください。予算 15 億 889 万 6 千円に対し、歳入の執行状況は 7 億 4,792 万 5 千円、納期の 4 期までで約 50%の収納状況となっております。

次に、国庫支出金の計の欄をご覧ください。執行状況は 6 億 337 万 7 千円で、歳出の保険給付費の増額補正に伴いまして、療養給付費等負担金、調整交付金等の国からの補助

金を合計 6,709 万円増額補正する予定です。

療養給付費等交付金の執行状況 1 億 8,051 万 7 千円は、退職者医療交付金の 6 期までの交付額を歳入しております。

前期高齢者交付金も 6 期 10 月分までの交付額として 8 億 8,205 万 2 千円の歳入となっております。

県支出金の歳入はこれからとなりますが、給付の伸びに伴いまして 12 月補正で県調整交付金等を 1,941 万円増額させていただきます。

共同事業交付金は国保連合会からの毎月の交付として 2 億 8,261 万 1 千円、6 期 10 月までの分です。

繰越金ですが、前年度からの繰越額 3 億 5,714 万 3 千円を既に満額歳入しておりますが、12 月補正としては 1 億 2,082 万 1 千円を増額補正いたします。

諸収入は 784 万 7 千円。

歳入の合計ですが、12 月補正後予算は 64 億 9,151 万円となり、当初予算から 2 億 732 万 1 千円の増額となります。また、現在までの執行状況は 30 億 6,205 万 7 千円となっており、約 47%の歳入状況となっております。

以上で、平成 26 年度の予算執行状況について説明を終わらせていただきます。

(議長)

ご質問、ご意見をいただきます。

(委員)

歳出の保険給付費について、15 ページの決算見込みでは約 40 億 3 千万円となっておりますが、14 ページの 12 月補正後予算額は 42 億 7 千 2 百万円ほどとなっております。この差額はどのような内容でしょうか。

(事務局)

15 ページの数字は決算の見込みで、14 ページの方は予算額になります。支払いができるように予算は多めにとっておりますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

2 億の開きは大きすぎるように思いますが、内容は分かりました。

(議長)

あまりにも高額ではないかというご意見ですので、次回からはきちんと説明ができるように事務処理をお願いいたします。他に質問はありますか。

(委員)

医療費が 2 億円ほど伸びる見込みだということですが、国保の加入者はどの程度増えたのでしょうか。あるいは、増えていないけれど 1 人あたりの医療費が 4 千程度伸びているということなのでしょうか。

(事務局)

加入者数につきましては、人口の減少に伴いまして微減傾向にありますので、1 人あたりの医療費が伸びていることとなります。

(委員)

医療費の伸びている主な原因は何でしょうか。

(事務局)

今年度と昨年度の上半期の比較をしますと、1か月に100万円以上の医療費がかかっている方の数が、25年度は199件、26年度は234件と35件増えております。この部分だけの金額をみても7,000万円近く伸びております。高額な医療費がかかっている方が増えているのが原因になろうかと思えます。

(委員)

医療給付費が増えたとはいえ、繰越金を1億2千万円程度使って予算が組めるということは、北杜市の国民健康保険特別会計は非常に優良な会計であると感じます。前回の会議の中で国保事務を県に移管するという話がありましたが、せっかく健全な運営をしているのに、今後、税率がどのように変わってしまうのか気がかりです。その辺の説明をお願いします。

(事務局)

消費税率が10%になった際、その財源を活用して財政構造を強化していく計画だったのですが、消費税増税がストップしてしまいましたので、平成29年度までに県に移管する目標は達成できるか不透明な状況です。税率については、保険者ごとに税率を設定する分賦金方式でやっていくという案が出ています。

(委員)

保険給付費の伸びについてですが、請求件数は少ないのに支給額が増えているので、やはり高額な医療費がかかっている人が増えているのだらうと思えます。例えば癌やペースメーカーの方などは金額がかかりますが、そういう方たちは健診をきちんと受けていたのか、また、どんな生活をしていたのか、遡って調査することが大切なのではないかと思えます。

(保健師)

医療費が新たに高額になった方が35人くらいなら調査できるかもしれませんが、持ち帰って検討させていただきます。以前、透析患者について調査したことがありますが、長期間健診を受けていない人が多く、過去の生活習慣については一件一件聴き取りをしなければ把握できないなど非常にマンパワーを必要とする状況でした。今年度からは腎臓の機能を検査するクレアチニンを検査項目に追加しております。この結果をもとに、透析患者が増えないような指導をしていかなければならないと考えております。

(議長)

その他、この件についてご意見はありますか。

無いようですので、この件については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。次に、5番のその他について、事務局から何かありますか。

(事務局)

委員の皆様におかれましては、今月30日を持って任期満了となりますので、市民部長から一言お礼を申し上げます。

(部長)

冒頭の市長のあいさつの中にもありましたが、現委員の皆様方におかれましては今月

末をもって2年の任期が終了となります。この間、国保の運営にご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。来月から新しい委員さんになりますが、現委員の皆様の中には留任をお願いされている方もいらっしゃると思います。その方々には引き続きよろしくお願いいたします。現委員の皆様には、2年間本当にありがとうございました。お礼申し上げます。

(議長)

その他、何かありますでしょうか。

無いようですので、以上で議事を閉じます。

(事務局)

ありがとうございました。閉会のことばを深澤職務代理にお願いしたいいたします。

5. 閉会のことば

(職務代理)

本日はお忙しい中お疲れ様でした。以上をもちまして第2回北杜市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

時刻 午後6時05分